

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する

重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

(1) 「災害対策基本法」の抜本的改正や、「国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震対策特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」の制定等により、災害対策法制が整備されたが、地震・津波等災害防災対策をより一層進めるため、地震・津波被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

(2) 地震・津波対策について、発生が予測されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、被害想定を各都市自治体に示すこと。

また、日本海の地震断層について、調査の促進、観測体制の整備を行うこと。

さらに、地域防災計画の見直し及び被害想定シミュレーションやハザードマップの整備等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

(3) 津波避難タワー及び避難路の整備、道路法面を利用した津波一時避難場所の確保等の津波対策や、津波浸水想定区域内にある災害拠点病院の移転及び建替え、耐震化に対して財政措置を拡充すること。

(4) 「南海トラフ地震対策特別措置法」における津波避難対策特別強化地域の指定箇所を拡大すること。

また、指定地域における防災行政無線や備蓄品の整備等の地震津波対策全般に対して財政措置を拡充すること。

(5) 企業や住宅、公共施設等の高台あるいは内陸移転について、土地利用の規制緩和を行うこと。

また、防災避難広場や津波避難タワー等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

(6) 防災拠点や避難所等の耐震化を一層推進するため、庁舎、公民館等の公共施設

及び地域コミュニティ施設の耐震診断、耐震改修、大規模改修に対し、財政措置を拡充すること。

また、耐震診断の実施とその報告が義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」について、円滑な事業実施が可能となるよう一層の財政支援を講じること。

(7) 液状化の事前対策を推進するため、公共施設や街区等の大規模敷地だけではなく、民間建築物へ液状化対策の対象範囲を拡大すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 防災行政無線のデジタル化に係る整備費及び維持管理経費の財政措置を拡充するとともに、国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除すること。

また、住民等からの情報が入りにくい地域における災害を早期に発見し、周知することができる情報収集システムを整備すること。

さらに、各通信事業者に対して、各都市自治体からの個人に対する災害情報が全ての機種で受信できるよう措置するなど、迅速かつ正確な伝達手段の拡充を図ること。

(2) 地域の防災力を強化するため、都市自治体が実施する自主防災組織の活動、防災資機材の整備の財政措置を講じるとともに、組織の結成促進に対して支援を講じること。

また、自主防災組織が、防災のために津波避難施設（避難路・避難地・避難地備蓄倉庫等）を農地に整備する際の農地転用手続について、手続を行わずに施設の整備が可能となるよう農地法の緩和規定を設けること。

(3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材等の購入及び更新、防災倉庫の新設・拡充に要する経費について、必要な財政措置を講じること。

また、避難地等に専ら防災のための備蓄倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とするなど、建築基準法に規定する建築確認の規定緩和を図ること。

(4) 火山防災対策については、火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難など実際の運用、火山情報の共有化、関係機関の連携のあり方等の調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

(5) 局地的な豪雨をより正確に予測できる予報システム及び情報提供体制を構築すること。

また、特別警報の発表については、県単位ではなく、市町村単位で行うことや、発表時期について見直すこと。

(6) 帰宅困難者への対策として、一時避難場所の確保を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

(7) 大規模災害発生時には、行政機能の低下を最小限に抑え、地域防災計画に基づく応急対策や復旧・復興対策を実行するとともに行政サービスを早期に再開する必要があることから、都市自治体が機能不全に陥った際の業務継続体制維持等に係る支援策を講じること。

(8) 緊急防災・減災事業債について、永続的な実施を図るとともに、事業メニュー及び財政措置を拡充すること。

(9) 地震等の発生により想定される甚大な被害に対し、適切な支援活動の展開が可能となるよう、基幹的広域防災拠点等の設置箇所を増加させ早急に整備すること。

(10) 指定緊急避難場所及び指定避難所の機能充実に係る整備等経費に対し財政措置を講じること。

3. 土砂災害対策の推進について

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、都市自治体の実施する避難所等の防災体制の整備に必要な財政措置を講じるとともに、避難勧告の発令等に必要な情報伝達体制を整備すること。

(2) 土砂災害特別警戒区域内に住宅を有する者に対し、地域の事情を踏まえ、弾力的な支援策を講じること。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、急傾斜地崩落危険個所の再調査等、早期に防災対策を実施するとともに、所要の財政措置を講じること。

4. 発災時の支援対策の充実強化について

(1) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業に係る財政措置を拡充すること。

また、災害復旧事業に係る経費は膨大なものとなるため、その地方負担分に対する更なる支援の充実を図ること。

さらに、平成 22 年に廃止された災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対

する国庫補助を早急に復活させること。

- (2) 大規模災害発生時の被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの都市自治体間の支援に係る仕組みや国の財政負担などを明確に位置づけること。

また、都市自治体を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を整備すること。

- (3) 被災者生活再建支援に対する財政措置を拡充すること。

また、災害救助法において都道府県が行う法定受託事務を指定都市が行えるようにするとともに、救助経費を直接国に対し求償できる制度を創設すること。

さらに、市町村単位に適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

- (4) 災害援護資金貸付制度については、借受人の困窮状態等に応じた減免の適用、償還期限の延長や要件の緩和等、弾力的な取扱いができるようにすること。

また、償還不能となった借受人及び保証人の償還金については、国も応分の負担を行うこと。

阪神・淡路大震災災害援護資金の償還免除要件については、回収が不可能または困難な者等への免除事由の拡大を図るとともに、免除とならない少額償還者等に対しても償還期限の延長継続を講じること。

- (5) 東日本大震災に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。

5. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化に対する補助対象要件を緩和するとともに、財政措置を拡充すること。

また、高速道路等の長大トンネルに設けられた無線基地局や消防救急無線通信補助設備は、都市自治体が行う消防救急デジタル無線の整備の時期に併せて、道路管理者がデジタル化を行うよう必要な措置を講じること。

- (2) 消防の広域化、消防庁舎建替事業、消防車両の更新・点検整備について財政措置を拡充すること。

- (3) 緊急消防援助隊設備整備費について、地方債充当及び交付税参入率の引き上げ等による財政措置の拡充を図るとともに、零細補助基準を廃止すること。

- (4) 緊急消防援助隊の機能強化のため、緊急消防援助隊車両の無償使用制度の充実を図ること。
- (5) 常備消防費及び救急業務費等を含む地方交付税の消防費の単位費用算定基礎は、現行「人口」であるが、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定とすること。
- (6) 消防団活動への支援として、適切な報酬及び費用弁償の支給、消防団員の安全確保のための装備の充実、機動力強化等に関わる具体的な財政措置を講じること。
また、消防団員の処遇改善に係る交付税の算定にあたっては、消防団員数等を考慮して補正を行うなど、実態に即した額となるよう算定方法の改善を行うこと。
- (7) 消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが同一であることから、消防団員等が迅速な避難行動支援に着手できるよう、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを行うこと。